

第5回全日本シニア軟式野球大会
(ドゥクラッセトーナメント)

新型コロナウイルス感染症
予防対策ガイドライン

【4月22日時点】

公益財団法人 全日本軟式野球連盟

埼玉県野球連盟

【1. 大会に参加する皆さんへ】

- ・軟式野球の活動によってクラスター発生・感染拡大が生じないように、日頃から感染予防対策を徹底すること。
- ・やむを得ず感染してしまうケースもあるため、その患者や家族への人権に配慮し偏見や誹謗中傷を生み出さないこと。
- ・チーム(対戦相手も含む)及びスタッフ、審判員、大会関係者が安全、安心して軟式野球を楽しむためにも「体調不良のない者」かつ「感染予防対策を日頃から行っている者」が大会に参加すること。
- ・軽微な症状でもウイルスを保持し、他者へ感染させる可能性があるため、軽い感冒(風邪)の症状がある場合や体調がおかしいと感じたら「積極的に休むこと」を徹底すること。
- ・夏季は、熱中症にも注意すること。

熱中症と風邪の症状、新型コロナウイルス感染症の初期症状は似ており、かつ若年者の場合にはより症状に乏しいことから、見分けることは困難である。また、感染力の強い変異株(α株・δ株・**o株**)の出現により、これまで感染しなかった場面や世代間での感染報告が増加している。従って、体調がおかしいと感じたら「積極的に休むこと、休ませること」を徹底すること。

また、判断に迷った場合は、病院を受診するか「埼玉県受診・相談センター」に問い合わせること。

- ・埼玉県受診・相談センター [TEL:048-762-8026](tel:048-762-8026) / [FAX:048-816-5801](tel:048-816-5801)
- ・受付時間 午前9時～午後5時30分(土・日・祝日も開設)
- ※混雑により電話がつながりにくい場合もある。

- ・大会参加者には、「接触確認アプリ(COCoA)」の活用を推奨する。
- ・指導者ならびにチーム代表者は、選手の異変に敏感になり、選手及びスタッフの健康チェックのみならず、そのご家族の健康状況に変化がないか、広く情報収集することを心がけ、チーム内でクラスターが発生しないように注意を払うこと。

【2. 共通感染予防対策】

※新型コロナウイルスワクチンの接種の有無に関わらず、全ての競技者・関係者が継続的に行うことが望ましい。

①毎日の健康チェックと行動記録

- ・体温測定：起床直後、球場への出発前等決まった時間での体温記録。(必須)
- ・行動記録：倦怠感、咳、咽頭痛、食欲低下の有無、睡眠時間等のチェック、食事や出向いた場所・同行者記録や人混みに入る等の感染リスクが高い状況が生じた場合を詳しく記録。(提出は適宜)

※体温が 37.5 度以上及び発熱症状がある場合、倦怠感、咳、咽頭痛、味覚・嗅覚異常、

息苦しさ(呼吸困難)、などの体調不良が見られる場合は、勇気を持って休む。同居者に上記症状等がある場合も同様。

②マスクの着用

- ・ 競技およびウォームアップ実施以外の常時マスクの着用。
- ・ 日常的にマスクを着用し、移動中の着用にも努めること。
- ・ マスクを外さざるを得ない場合には、ソーシャルディスタンス(2m)が保たれていない状況下での会話・声掛け・大声は控える。
- ・ 競技中の選手間のコミュニケーションのための声掛け、発声については相手との距離や飛沫を考慮し、一程度の距離を保つことや、向き合わないなどの工夫をする。

③手指消毒の励行

- ・ こまめな手洗いと手指消毒を行うこと。

④人混みを避ける

- ・ 3密(密閉空間、密集場所、密接場面)の回避。
- ・ 人混みにやむを得ず入る場合は、正しくマスクを着用すること。
- ・ 不要不急の外出、同居家族・チーム関係者以外との会食は控える。
- ・ 日常生活の場面でも、ソーシャルディスタンス(人との距離を2m、最低1m)を確保するように留意する。
- ・ 「新しい日常」「新しい生活様式」に適応し、飲食については、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みは避け、大人数での打ち上げは控える。

また、各地域の行政から示される感染対策を遵守すること。

【3. チーム関係者の感染予防対策】

指導者、チーム代表者、チーム関係者は、感染予防対策を念頭に置きながら選手を指導すること。

(1) 自宅・宿泊施設について

- ①起床後と自宅または宿泊施設出発前に検温を実施し、その他の場面でも体調不良者が出た場合には、すぐに検温・体調不良の詳細について情報収集を行う。
- ②検温により、37.5℃以上の発熱者、または新型コロナウイルス感染症を疑う症状を有する者は、チームに帯同させず(他者と交わらないよう)一時的に隔離し、「受診・相談センター」に連絡し今後の対応を相談すること。なお、病院での診察を受けるもしくはPCR検査を受検する場合は、大会本部に報告すること。

- ③宿舎は、1人部屋を推奨するが、複数人での宿泊の場合には、部屋内でのマスク着用などの飛沫対策、手指衛生などの接触感染予防対策に努めること。
- ④宿泊施設は、感染予防対策を十分に行っている施設を選定する。
- ⑤食事の際には、隣同士の距離を空けて十分な距離を保つことを心がける。
- ⑥原則、食事はビュッフェ形式を避けること。但し、宿泊施設の都合によりビュッフェ形式の場合は、宿泊施設内の感染予防対策を遵守すること。
- ⑦他のチームと宿泊施設が一緒の場合には、食事時間や入浴時間をずらすなど接触の機会を極力減らすこと。
- ⑧ミーティングを行う場合は、マスクを着用し、隣同士の距離を空けて行うこと。
- ⑦各自の部屋に集まっての飲食は避け、マスク非着用下で大勢が集まり懇談することがないように注意すること。
- ⑧監督、コーチ、その他チーム関係者は不要な外出は行わず、やむを得ず外出する場合は、マスクを着用し感染リスクの高まる行動はとらないこと。
- ⑨宿泊施設内の共有部分(ロビー、廊下、エレベーター等)では、マスクを着用すること。チェックインやチェックアウトの手続きは代表者(少人数)が行うこと。
- ⑩外部との接触(面会・会食)は控える。

(2) 移動について

- ①移動中は、マスクの着用と手指消毒を徹底する。
- ②移動中の車内換気を十分に行うこと。
- ③移動中の飲食には注意を払うこと。
- ④公共交通機関を利用する場合は、混みあう時間帯をなるべく避ける。

(3) 会場到着後について

- ①「健康チェックシート」を試合当日、大会本部に提出する。
提出者は、チーム代表者1名とする。複数で来ることがないようにすること。
健康チェックシートの引き換えに、打順表を受け取ること。
健康チェックシートにおいて、体温が37.5℃以上あった者は球場への入場を禁止する。その場合、自宅または宿泊施設に当該者は戻ること。戻り際は、原則公共交通機関は使用しないこと。
また、その他のチームはバスで待機することとし、大会主催者側で球場入りの指示または出場辞退勧告をチームに告げる。
また、同チェックシートの質問に「有」とチェックがあった者の球場への入場可否については、大会主催者がチーム代表者と協議して判断する。
- ②球場入口にて検温を行い、37.5℃以上あった場合は球場への入場を禁止する。
※球場入口での検温時に、発熱が発覚した場合は、チーム全員がバスに戻り、発熱者

は原則公共交通機関以外の手段で宿泊施設または自宅に戻るか、病院を(必ず受診前に医療機関に応需の可否を電話で確認した上で)受診すること。

なお、移動の際は、他者と飛沫が飛び交う距離で接触しないように配慮すること。

③球場入口にて手指消毒を行い入場する。

④球場内は、原則マスク着用とする。(熱中症に注意し、十分な水分摂取を行うこと)

《試合前》

①控室ではマスクを着用し、密集、密接を避けるため、一度に入る人数も配慮すること。

②対戦チームならびに審判員、大会関係者等との接触は避ける。

③ウォーミングアップ時は、マスクの着用は任意とする。

但し、マスクを着用する場合には熱中症に注意し、ウォーミングアップ前後で十分な水分摂取を行うこと。

④試合前整列は、監督はバッテリーボックス付近に整列し、その他の選手はそれぞれの塁線上に外野方向に整列すること。握手はせず、審判員の合図で一礼し試合が始まる。

《試合中》

①試合に出場している選手以外の控え選手及び監督・コーチ等のスタッフはマスク着用とする。(ベースコーチは除く)

②ダッグアウト内では、選手同士の間隔の確保に努める。

③素手でのハイタッチや握手を控える。

④唾を吐く行為、手を舐める行為は禁止する。

⑤ベンチ前の円陣や声出しは推奨しない。実施する場合は、一定の間隔を保つ。

⑥監督が選手交代や確認等にて球審に近づく場合は、マスク着用の上、一定の距離を取ること。

⑦投手交代等でマウンドに集まる際には、できるだけ選手、監督との距離をとり、可能な限り接触を避ける。

⑧チーム共用の道具については、こまめに消毒を行うこと。

⑨タオル、ペットボトル、コップ等の共有は避けること。

⑩ベンチ内で出たゴミは各自持ち帰ること。

《試合終了後・ダッグアウトの入れ替え》

①チームは、大会主催者の指示を受けてから、グラウンドやダッグアウト入りする。次チームの待機場所は、大会主催者の指示に従う。

②試合終了後、チームの選手、チーム関係者は速やかに道具をまとめてダッグアウトから出る準備をすること。その際は、マスク着用のこと。

③ダッグアウトを出る時には、極力、次チームとの接触は避けること。

※大会主催者側で動線の確認や入退場の指示をすること。

- ④次チームは、ダッグアウト内の消毒作業完了後、ダッグアウト内に荷物を入れる。
- ⑤取材対象者は、マスク着用でソーシャルディスタンスを保ち取材対応すること。

《大会中止および出場辞退勧告について》

事業・活動の可否判断は「参加チーム選手、チーム関係者、審判員、大会運営者、その他関係者の安全確保が最優先」であり、大会主催者が総合的な判断を持って行う。

(1) 中止を検討しなければならない状況について

①感染拡大が懸念される場合

- ・開催県および開催地の自治体により、感染拡大が懸念されると判断した場合。

②不可抗力によりチームが大会に参加できない場合

- ・政府や都道府県内市区町村の自治体により大会参加に関わる部分的な制限が発令された場合。
- ・開催県および開催地より移動制限・イベント開催制限がある場合。
- ・開催都道府県および自治体が、施設利用制限を行い施設が利用できない場合。

③辞退によりチームが大会に参加できない場合

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、チームが大会に参加できない場合を指す。
- ・大会出場チーム数の20%以上辞退チームがあった場合、大会中止の検討をする。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、チームが参加を辞退した場合、ペナルティは課さない。

(2) 出場辞退勧告について

①主催者は、大会期間中に緊急事態宣言地域の出場チームに対して出場辞退勧告ができる。

ただし、開催地入り一週間前までにPCR検査を実施し陰性が認められたチームの出場を認める。PCR検査を行う対象は、選手、監督、コーチ、責任者、マネージャー、スコアラー、トレーナー(有資格者)とする。なお、応援者もPCR検査を必須とする。

②主催者は、出場チームが十分な回復期間が確保されない場合は、原則として出場禁止または参加資格を取り消すことができる。

③主催者は、大会までに陽性者(有症状者・無症状者)や濃厚接触者の隔離期間解除がなされない場合は、出場禁止または参加資格を取り消すことができる。

④主催者は、出場チームに感染疑いが生じて安全性の判明が間に合わない場合は、出場辞退を勧告し、または参加資格を取り消すことができる。

⑤主催者は、大会中に出場チーム(対戦相手チームの場合もある)に濃厚接触者や

感染疑いが生じた場合は、出場辞退を勧告し、または参加資格を取り消すことができる。

- ⑥主催者は、大会中に出場チームに 37.5 度以上の発熱者および別に記載の新型コロナウイルス感染症を考慮する症状を有する者が生じた場合は、出場辞退を勧告し、または参加資格を取り消すことができること。
- ⑦主催者は、対戦済みの相手(敗退したチーム)に感染疑いが発覚した場合、勝利して次戦がある当該チームに対して棄権を指示(勧告)できること。

(3)回復期間について

- ①新型コロナウイルス感染症と診断されたものは、当該地域保健所が指示する新型コロナウイルス感染症の療養完了日まで、指定場所で療養する。
- ②チーム内で新型コロナウイルス感染症と診断されたものが出た場合、発症日(症状が出た日)前日または前々日にチーム活動があった場合には、チーム関係者は感染可能期間に陽性者と接触していることから、濃厚接触の状況を保健所と確認し、状況把握が完了するまでチーム活動を自粛することを推奨する。
- ③前日、前々日とチーム活動がなかった場合(48 時間以上接触がないといえる場合)、他に体調不良者が存在しないことを確認後、チーム活動を再開しても構わないが、その後体調不良者や感染を疑う症状者が出た場合には、状況把握が完了するまでチーム活動を再休止することを推奨する。
- ④活動の停止や大会参加への自粛が行われる場合、選手間やチーム関係者等での誹謗中傷の防止に努めること。
- ⑤大会運営側は、個人が特定されないよう情報管理(体調不良者/感染疑い者/感染者など)の徹底に注意すること。

※感染症予防対策を十分に行っている場合は、保健所等により濃厚接触者とみなされないケースもあるため、マスク着用、手指消毒、換気、ソーシャルディスタンスなどの徹底を図ることが重要である。

※新型コロナウイルス感染症は、発症 2 日前(48 時間)から伝播する可能性があるため、伝播リスクがある期間の接触有無を基準としている。

※上記内容は、選手だけではなく、チーム関係者(チーム代表者、監督、コーチ、マネージャー、トレーナー)の全てが対象となります。

大会前および大会期間中の体調管理ならびに行動にはくれぐれもご注意ください。

(4)選手変更について

新型コロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者認定を受ける等の新型コロナウイルスに係る諸事情により大会への参加が出来なくなった選手・チームスタッフ

が生じた場合は、監督会議前まで選手変更を認める。但し、変更する事情が発生した場合は、事前に大会本部に報告し、監督会議までに参加申込書を再提出すること。(フロー：大会本部へ電話連絡。その後、参加申込書の再提出。)
なお、事前に大会本部に連絡がない場合および、チーム全員が濃厚接触者(疑い者)となる場合は、変更を認めない。その際、大会関係者ならびに対戦相手の安全確保を理由に出場辞退勧告を行う場合がある。

【4. 審判員ならびに大会役員、大会関係者について】

- ・ 審判員ならびに大会役員、大会関係者も共通感染予防対策を遵守すること。
- ・ チームや選手に伝達することがある場合は、特定の審判員、大会役員、大会関係者が対応し、不特定多数の者がチームや選手に接触しないように配慮すること。
- ・ 試合が行われた後に出場チームまたはチームスタッフ内に新型コロナウイルス感染症の疑いが発生した場合、(接触状況によっては)担当審判員も感染の可能性があることを理解することが大切である。
- ・ 担当審判員は、感染疑い者が新型コロナウイルス感染症の可能性を否定されるまで、もしくは感染疑い者が新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、濃厚接触者の特定が完了されるまで、審判活動を自粛する。
- ・ 主催者は、出場チームに感染者が発生した場合、出場チームだけでなく審判員の情報共有も必ず行うこと。
- ・ 審判員に感染疑い者が発生した場合、審判クルー及び試合が行われた両チームに報告の上、接触状況からチーム関係者への感染が疑われるもしくは濃厚接触者に該当する等、安全性が確保されない場合に両チーム(勝利して次戦試合があるチームも含む)に出場辞退、棄権を勧告し、または参加資格を取り消すことができる。
- ・ 大会役員、大会関係者に感染疑い者が発生した場合、行動記録を確認し、選手やチーム関係者ならびに審判員との接触有無および濃厚接触(別記定義参照)に該当するかを確認し、大会継続可否を判断する。
- ・ 大会関係者ならびに審判員等の大勢で打ち上げや会食は控えること。

【5. 応援者の感染予防対策について】

《観戦者の共通感染予防対策》

本紙記載の、共通感染予防対策を遵守すること。

《チーム応援者・一般観戦者》

- ①全日本軟式野球連盟ホームページに掲載している《QRコード》応援者および一般観戦者健康チェック・連絡者シートからQRコードを読み取り、観戦日当日に必要な事項を入力し送信すること。会場受付時、送信後の「スコアを表示」をクリックし、画面を会場受付スタッフに見せること。

- ②QRコードを読み取る端末(スマートフォンやタブレットなど)を持っていない場合は、全日本軟式野球連盟ホームページに掲載している様式3を事前にダウンロードし、必要事項を明記したものを会場受付で提出すること。
- ③会場受付では、「スコア表示」の提示または、様式3の提出後に検温と手指消毒を行い観客席に入ることができる。ただし、検温時に37.5℃以上の発熱がある場合は入場を認めない。 ※連絡者情報シートは1ヶ月後に破棄します。
- ④スタンド内では、飲食時以外はマスク着用とする。但し、熱中症に注意すること。
- ⑤座席の間隔を空けて座ること。
- ⑥緊急事態宣言地域の観戦者は、PCRの陰性者のみ会場に入ることを認める。

《チーム関係者が注意すべきこと》

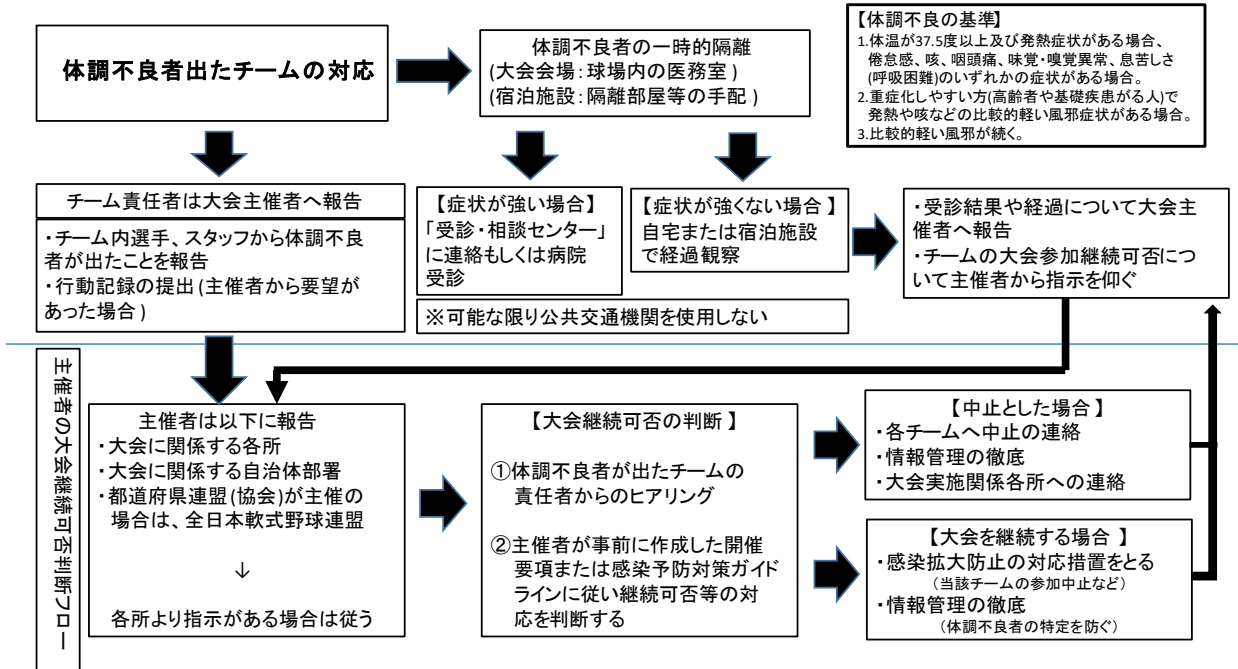
※応援方法については、引き続き感染予防対策として以下の応援方法のみとします。

ご協力のほど、よろしくお願い致します。

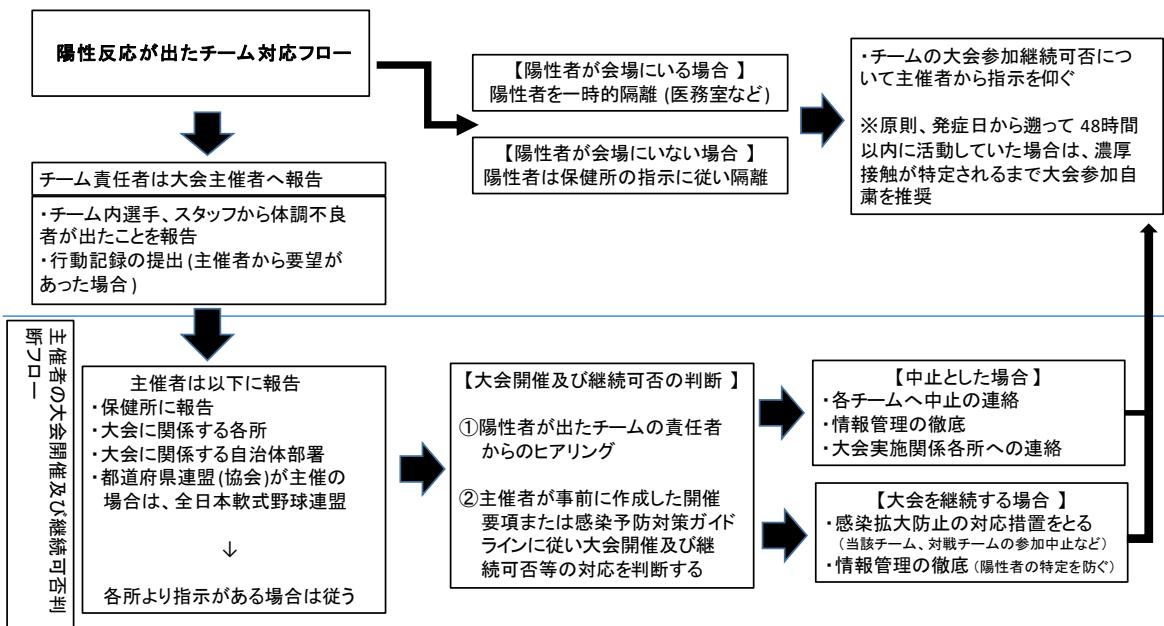
拍手	○
通常の声援	× (大声や両手をメガホン代わりに使うことは禁止)
タオル等を横に広げて左右に振る	× (振り回すことは禁止)
ハイタッチ	× (手が触れなければ可)
鳴り物の応援	× (ラッパや太鼓等による鳴り物の使用応援は禁止)
指笛やホイッスル等の鳴り物応援	× (呼気が発せられるものの応援は禁止)
ポータブル音響機器による応援	× (音楽を掛けるなどの応援は禁止)
メガホンを打ち鳴らし乍らの声援	× (応援席へのメガホンの持ち込みを禁止)
肩組等集団での動きを伴う応援	× (チアリーディングによる応援不可)
その他	× (スティックバルーンの打ち鳴らし不可)

【大会中、体調不良者/陽性者/濃厚接触者が発生した場合のフロー】

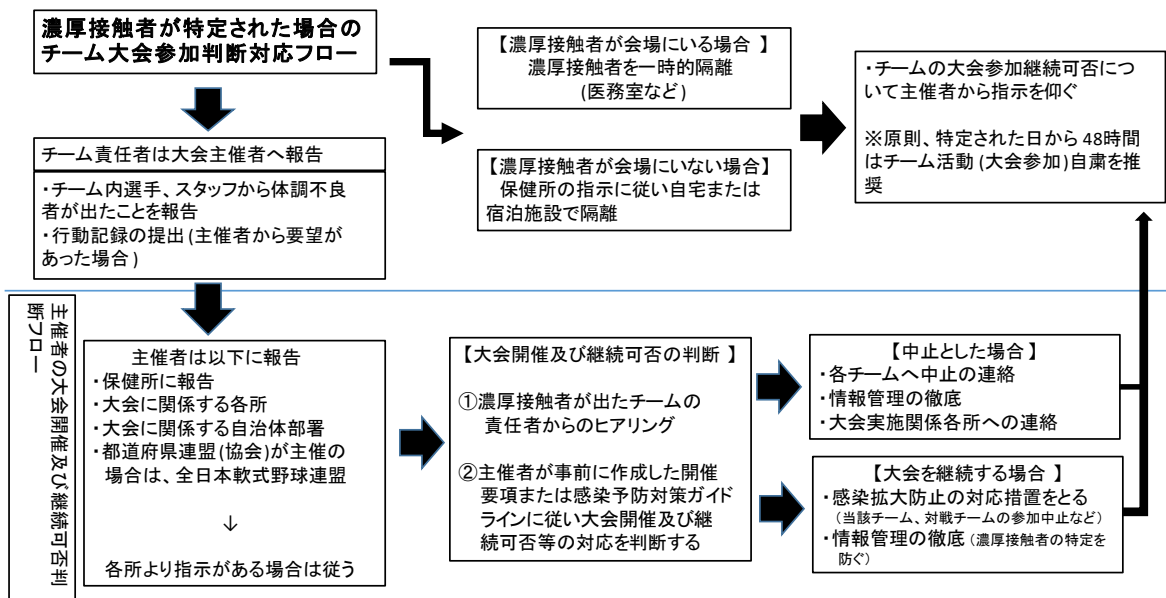
①大会中に体調不良者が出た場合の対応フロー(選手・チーム関係者)



②大会中に陽性反応が出た場合の対応フロー(選手・チーム関係者)

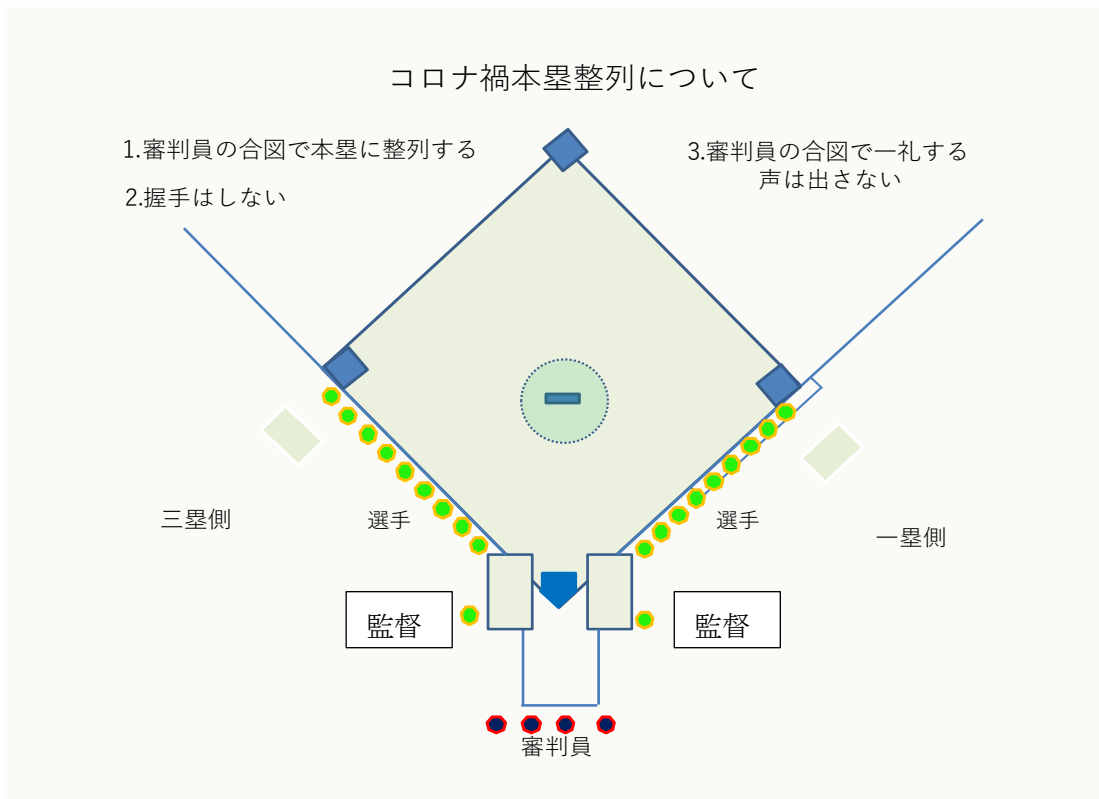


③濃厚接触者として特定された場合の大会参加判断フロー(選手・チーム関係者)

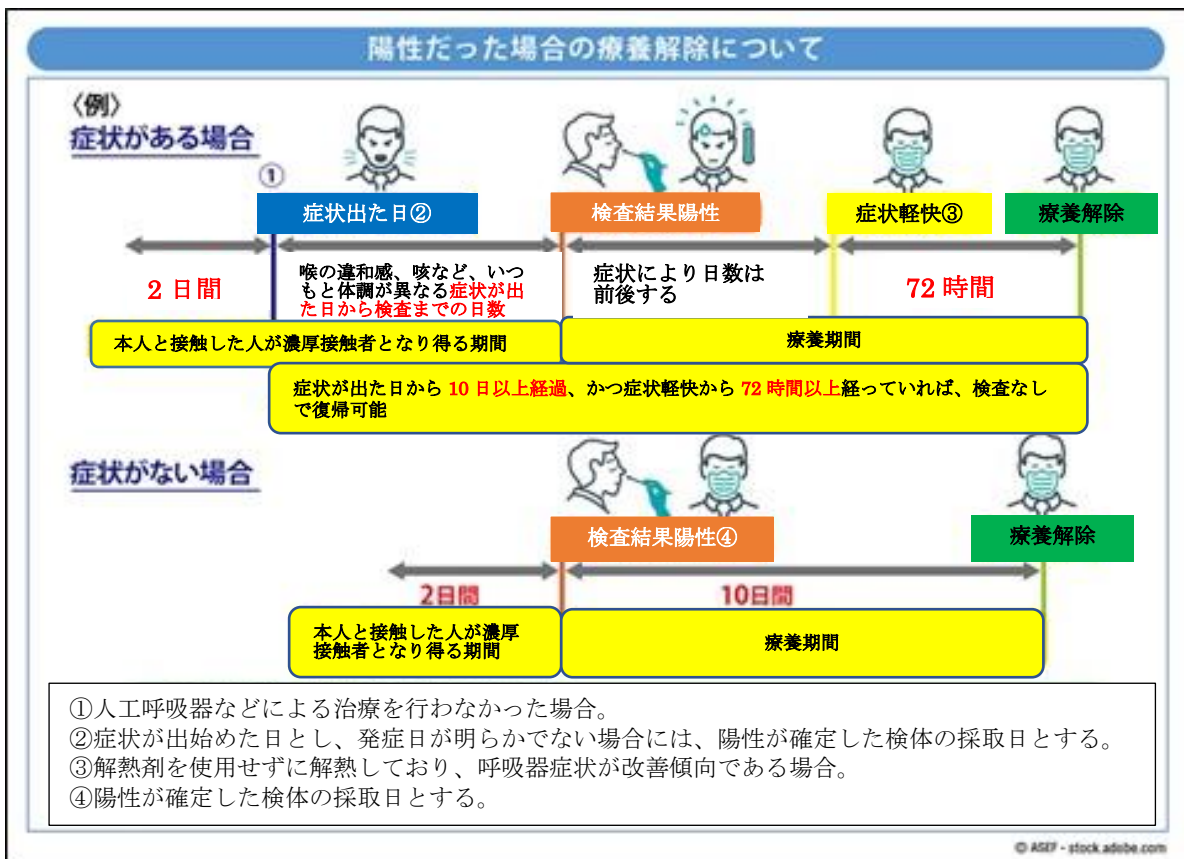


【参考資料】

《試合前整列図》



【陽性だった場合の療養解除について】 ※参考①



【自宅等待機期間について】 ※参考②

《有症状の陽性者の場合》

陽性者(本人) (有症状)	-2日目	-1日目	発症 0日目	感染対策を講じた日 1日目	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	療養解除 10日目	終了 11日目
感 染 可 能 期 間																
濃厚接触者 (同居者)				最終接触日 0日目	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	解除 8日目	
濃厚接触者 (同居以外)		最終接触日 0日目	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	解除 8日目	

《無症状の陽性者の場合》

陽性者(本人)	-2日目	-1日目	検体採取日 0日目	感染対策を講じた日 1日目	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	療養解除 7日目	終了 8日目
感 染 可 能 期 間																
濃厚接触者 (同居者)				最終接触日 0日目	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	解除 8日目	
濃厚接触者 (同居以外)		最終接触日 0日目	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	解除 8日目	

※感染対策を講じた日とは、日常生活を送る上で可能な範囲で、マスクの着用、手洗い・手指消毒の実施、物の共有回避、消毒等の実施などの対策を想定。



下記の内容は今後の国内外の感染状況等によって急遽変更となることがありますので、ご注意ください。

1. 入国後の自宅待機期間の変更

- (1) 検疫所の宿泊施設での待機対象となっている国・地域（以下「指定国・地域」という。）から帰国・入国する方で、新型コロナウイルス感染症のワクチンを3回接種していない方は、検疫所の宿泊施設での3日間待機を求めます。宿泊施設で受けた検査の結果が陰性であれば、退所後の自宅待機を求めないこととします。
- (2) 指定国・地域から帰国・入国する方で、ワクチンを3回接種していることが確認できる証明書を保持している方※は、原則7日間の自宅待機を求めますが、入国後3日目以降に自主検査を受け、陰性の結果を厚生労働省（入国者健康確認センター）に届け出て確認が完了した場合は、その後の自宅待機の継続は求めないこととします。
- (3) 指定国・地域以外から帰国・入国する方で、ワクチンを3回接種していない方は、原則7日間の自宅待機を求めますが、入国後3日目以降に自主検査を受け、陰性の結果を厚生労働省（入国者健康確認センター）に届け出て確認が完了した場合は、その後の自宅待機の継続は求めないこととします。
- (4) 指定国・地域以外から帰国・入国する方で、ワクチンを3回接種していることが確認できる証明書を保持している方※は、入国後の自宅待機を求めないこととします。

※ 有効なワクチン接種証明書を入国時の検疫で提示する必要があります（裏面に記載）。

※ 入国後10日間を経過するまでは、検温など入国者自身による健康状態の確認等を行ってください。

2. 入国後の公共交通機関の使用について

上記1の(2)及び(3)に該当する方は、入国後の待機のため自宅等まで移動する際は、公共交通機関の使用が可能となります。ただし、入国時の検査（検体採取時）から24時間以内に移動が完了し、かつ自宅等までの最短経路での移動に限ります。

公共交通機関を使用するに当たっては、マスクの着用、手指消毒、3密（密閉、密集、密接）を避けるなどの感染防止対策を徹底してください。

※ 入国者健康確認センターから連絡をとる場合があるため、「MySOS」をインストールする必要があります。

※ 検疫所又は保健所等から自宅待機の継続等について別途指示があった場合は、その指示に従う必要があります。

※ 3日目以降に受けた検査の結果が出るまでに数日を要する検査機関もありますので、必ずご自身でご確認の上、受検してください。

※ 上記1の(1)～(4)のいずれの場合も、陽性者、濃厚接触者となった場合は、自宅等での待機期間短縮の対象となりません。

●入国後の自宅待機期間の変更

滞在歴	有効なワクチン接種証明書	0日目 入国日	1～3日目	4～7日目
指定国・地域滞在歴あり	なし	検疫で検査	・検疫所の宿泊施設で待機 ・3日目退所時に施設で受ける検査結果が陰性であれば、待機期間終了	待機なし
	あり (指定のワクチンを3回接種したことが確認できるもの)	検疫で検査	・自宅等で待機 (3日目以降に自主検査しない場合)	
指定国・地域滞在歴なし	なし	検疫で検査	・自宅等で待機 (3日目以降に自主検査しない場合)	
		検疫で検査	・自宅等で待機 ・3日目以降に自主検査し、陰性結果を入国者健康確認センターに届出	待機終了のお知らせにより待機期間短縮
	あり (指定のワクチンを3回接種したことが確認できるもの)	検疫で検査	・待機なし	

【参考文献】

- ・新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針(令和2年3月28日(令和3年3月18日変更)・新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633503.pdf>
- ・新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)・厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html
- ・(2021年2月時点)新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識
<https://www.mhlw.go.jp/content/000749530.pdf>
- ・スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(令和2年5月14日(令和3年2月15日改定)・公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会)
https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline4_210215.pdf
- ・新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html
- ・国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針 第1版(2020年10月15日)・公益財団法人日本スポーツ協会
https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/kokutai/pdf/basic-policy_ver.1_20201015.pdf
- ・JBA バasketボール事業・活動実施ガイドライン(手引き) 第3版(2021年1月20日作成)・公益財団法人日本Basketボール協会
http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/JBA_Guideline_3rd_20210120.pdf
- ・日本サッカー協会 JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン(第9版)
https://www.jfa.jp/about_jfa/guideline.pdf?0119
- ・厚生労働省 伸がコロナウイルス最前線 <療養のための知識 Q&A>
【陽性だった場合の療養解除について】
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/202109_00005.html
- ・埼玉県 濃厚接触者の考え方について
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/noukousessyokusya.html>
- ・厚生労働省 入国後の自宅待機期間の変更等について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00342.html
- ・令和3年4月12日現在の JSBB 感染予防対策ガイドライン【更新版】の監修
国立病院機構北海道医療センター 小谷俊雄

以上